

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年4月1日
担当課	公園緑地課

契約業者名・住所	公益財団法人 松戸みどりと花の基金
工事等の名称	東松戸ゆいの花公園運営管理委託
工事等の場所	松戸市東松戸一丁目17番の1
種別	緑地管理
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	25,993,000円
工事等の概要	東松戸ゆいの花公園における適切な運営管理、施設・樹木の管理等
随意契約の理由	<p>本事業の委託場所である東松戸ゆいの花公園は本市唯一の植物園であることから多くの草花や花木が植えられており、通常の公園以上に来園者の目を楽しませ心に潤いや安らぎを与える植物管理が必要となります。</p> <p>「公益財団法人松戸みどりと花の基金」は、広く市民の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化の推進を図り、もって緑豊かな潤いと安らぎのある健康的で住みよいまちづくりを推進することを目的として設立された公益法人です。</p> <p>当基金はこの設立の趣旨に沿って、市民の都市緑化活動に対する奨励・支援や、地方公共団体からの都市緑化の推進に関する受託等を掲げ事業を展開しており、平成13年度より松戸市営金ケ作育苗圃において草花の生産や樹木の育成、また当該施設の維持・運営業務を受託していることから、この実務経験を基にした知見が蓄積されています。このことは、東松戸ゆいの花公園の管理・運営業務において発揮するにふさわしい資質であり、加え</p>

て、金ヶ作育苗圃における草花生産は本事業との親和性が極めて高く、業務の品質と効率の両面において相乗効果をもたらすことが見込まれます。

このことを勘案すると、本事業は本市の外郭団体である「公益財団法人松戸みどりと花の基金」と随意契約することが最適と思慮されることから、当基金を選定するものです。